

令和6年度 長崎市立横尾中学校「いじめ防止基本方針」

長崎市立横尾中学校「いじめ防止基本方針」

人権尊重の精神を基本に据え、すべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校内外を問わず、いじめ問題を追放し、根絶することを目的とする。

「めざす生徒像」

- 自主的な学びと活気ある生徒
根気強い気力と体力ある生徒
友達を思い大切にする生徒
- 規範意識と道徳心を身に付け、「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」との人権意識をもち、人権侵害に対し、毅然とした態度を示すことのできる生徒。

「地域との連携」

- ・ 連合自治会
- ・ 横尾中学校区青少年健全育成協議会
- ・ 子供を守る連合会
- ・ 横尾地区ふれあいセンター
- ・ 横尾小学校区コミュニティ連絡協議会

「PTAとの連携」

- ・ PTA総会
- ・ 理事・評議員会
- ・ 生活安全部会
- ・ 学年・学級理事会
- ・ 課外クラブ振興会

「いじめ対策委員会」

- ・ 校長 ・ 教頭 ・ 教務主任
- ・ 生徒指導主事
- ・ 学年生徒指導担当
- ・ 学年主任 ・ 学級担任
- ・ 養護教諭
- ・ スクールカウンセラー
- ・ 特別支援コーディネーター
- ・ 教育相談コーディネーター

※ 必要に応じて関係教職員や専門家を追加する

「関係機関との連携」

- ・ 教育委員会
- ・ 各小学校 ・ 中学校
- ・ 警察 ・ 子育てサポート課
- ・ 長崎こども・女性・障害者支援センター
- ・ 法務局 ・ 医療機関
- ・ 民生委員・主任児童委員
- ・ スクールサポーター、SSW
- ・ 少年センター
- ・ 学校運営協議会
- ・ 学校支援員 など

「いじめ防止に向けての基本姿勢」

- いじめは「どの子どもにも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」問題であり、「人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という考えのもと、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組むものとする。また、いじめ問題を根絶するために、小中連携で推進するものとする。
- 未然防止として、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを推進していくことを基本とする。
- いじめの未然防止・早期発見、いじめ問題の克服のため、教職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有するとともに、家庭・地域・教育委員会を始め、長崎こども・女性・障害者支援センター、警察等との連携のもと推進するものとする。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育と人権教育の充実、体験活動などの推進により、生徒の社会性や自己肯定感、自己有用感、自己効力感を高めるとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人権を尊重する態度を養うものとする。
- 学校評価において、具体的な取組状況や達成状況を検証・評価するとともに、教員評価にあつては、日頃からの生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめへの迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むものとする。

1. いじめの防止

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携を強化し、いじめ問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力と道徳的実践力を身につけた生徒を育成する。

(1) 校内指導体制の確立と教職員の指導力の向上

特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致団結した指導体制を確立するとともに、「いじめ対策ハンドブック」等を活用した研修を実施し、教職員の対応力や指導力の向上に努める。

※特に配慮が必要な生徒

(障害(発達障害含む)のある生徒、海外から帰国した生徒、外国人の生徒、外国人の保護者をもつ生徒、
性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒、被災した生徒、避難している生徒)

(2) 人権意識と生命尊重の態度、自己指導能力等の育成

「いじめは許されない」との人権意識と、お互いを思いやり、生命を尊重する態度を育成するとともに、幅広い社会体験や生活体験活動を推進することにより、社会性や自己有用感、自己肯定感を高める指導に努める。また、生徒会活動において、生徒が自主的に取り組む活動を仕組み、共感的人間関係や規範意識、道徳的実践力の育成を図る。

(3) 学校基本方針の周知と家庭・地域社会、関係機関との連携強化

いじめ問題に対する学校の基本方針や保護者の責任等を明らかにし、保護者や地域の理解を得るとともに、家庭やPTA、地域の関係団体と共に、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて学校・家庭・地域等が一体となった取組を推進する。

(4) 学校基本方針による取組の評価

学校基本方針・基本姿勢等による取組の達成状況について、計画的かつ継続的な点検・評価を実施し、その評価結果を踏まえて改善に取り組む。

2. いじめの早期発見

生徒に関する情報を全職員で共有するとともに、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう心がける。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(1) 教職員による観察や情報交換

生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さず、教職員がいつでも情報を共有できる工夫(5W1H気づきメモなど)を行う。

(2) 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施

生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や個人面談、家庭訪問、生活ノートの活用等、きめ細かな把握に努める。

(3) 「いじめ相談窓口」の設置と教育相談体制の整備

校内に生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる「いじめ相談窓口」の設置と教育相談体制を整備する。また、その充実に向け、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、学校内外の専門家の活用を図る。

「いじめ相談窓口」は、学級担任、養護教諭、SCなど、生徒にとって最も相談しやすい人とする。

(4) 相談機関等の周知

学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

3. いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。対応にあたっては、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

(1) いじめの発見や相談を受けたときの組織による対応と事実調査

生徒や保護者からいじめの相談、訴えがあった場合や、ささいな兆候でも、いじめの疑いがある行為には、軽視することなく情報を共有し、組織で対応する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、正確かつ迅速な事態関係の把握に努めるために、アンケート調査等を実施し、その結果をもとに速やかに関係生徒に対応する。さらに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。

(2) いじめられた生徒またはその保護者への支援

いじめられている生徒から、事実関係の聴取を行い、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応をとるとともに、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。状況に応じて、臨床心理士や福祉等の外部専門家の協力を得る。

(3) いじめた生徒への指導またはその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）の他、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。また、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、継続的な助言を行う。

(4) 集団への働きかけと継続的指導

はやし立てたりおもしろがったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、あるいは誰かに相談する勇気を持つよう指導し、全ての生徒が、集団の一員として、お互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを推進する。

いじめが解消（被害生徒への心理的・物理的な行為が少なくとも3か月以上認められないこと、かつ心身の苦痛を感じていないこと）したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。

(5) ネット上でのいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直に削除する措置をとり、必要に応じ、警察や法務局等との連携を図る。また、学校における情報モラル教育を推進し、保護者への理解を求めるよう啓発動等にも努める。

4. 重大事態、関係機関への報告と連携

生徒の生命、身体または財産に重大な被害を及ぼすいじめ、あるいは犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、早期に警察等に相談・通報のうえ、連携して組織的に解決するよう努める。

(1) すべてのいじめ事案は、教育委員会に報告する。

(2) 特にいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。

(3) いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、関係機関と連携して迅速に対応する。

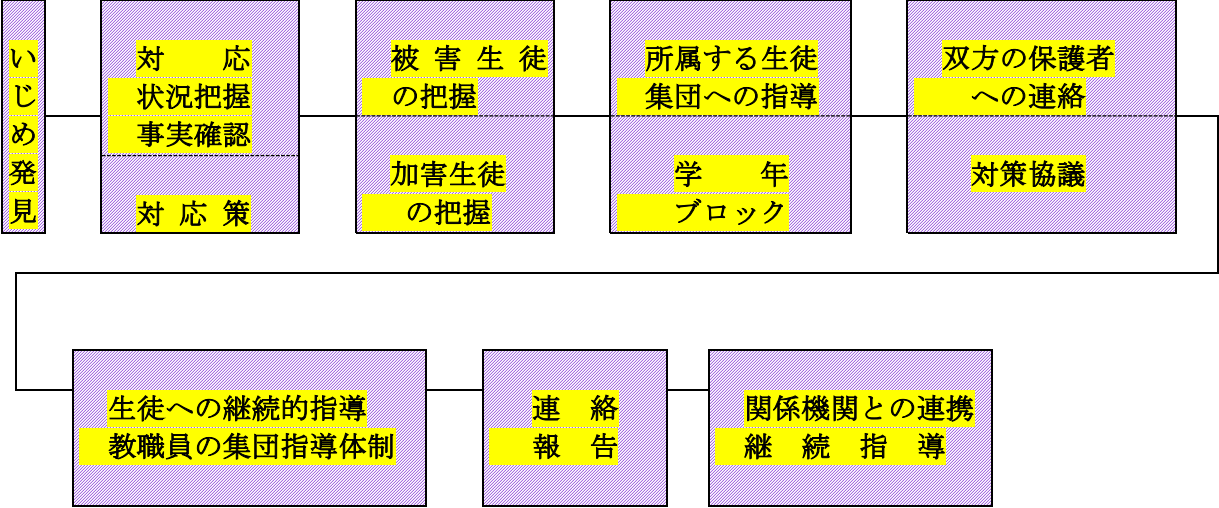
(4) 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、迅速に調査を実施し、重大事態と認知した場合は、直ちに発生報告を関係機関に行う。

5. 危機管理マニュアル（いじめ発生の場合）

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。対応にあたっては、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

◎いじめは扱いが微妙であり、アフターケアの必要度も大きい。担任だけで解決しようとせず、集団指導体制を取ることが大切である。校内いじめ対策委員会や特別支援教育校内委員会等でも定期的に取り上げ対策をとっていく。

【フローチャート】



6. 年間計画

月	指導内容	月	指導内容
4	いじめ防止基本方針の共通理解、 生徒・保護者等への周知、 生徒の情報交換、生活アンケート調査	10	生活アンケート調査
5	生活アンケート調査、 連休明けの生徒観察・情報交換	11	生活アンケート調査、 教育相談（1・2年）、三者面談（3年）、 生徒会役員改選と組織づくり
6	生活アンケート調査、	12	生活アンケート調査、 人権集会
7	生活アンケート調査、アセスアンケート調査、 教育週間（道徳公開授業） 生徒総会、二者面談（1・2年）・三者面談（3年） 学校運営協議会での情報交換	1	生活アンケート調査、 休業中の生徒の情報交換と共通理解 新入生説明会（中学校の取組紹介）
8	平和集会、職員研修会（情報交換、 SSWの定期訪問他） 小中連携・情報交換	2	生活アンケート調査、 学校運営協議会での情報交換
9	生活アンケート調査 休業中の生徒の情報交換と共通理解 学校運営協議会での情報交換	3	生活アンケート調査、次年度申し送り資料作成、 新入生引継ぎ・情報収集、 年間の取組の検証・評価

6. チェックリスト

◎日常の行動・表情の様子

- ☐わざとらしくはしゃいだりおどけたりする ☐おどおどしている
- ☐いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- ☐下を向いて視線を合わせないようにしている ☐表情が暗く、元気がない
- ☐早退や一人で下校することが増える ☐遅刻・欠席が多くなる
- ☐腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる ☐ときどき涙ぐんでいる
- ☐友達に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

◎授業中・休み時間

- ☐発言すると友達から冷やかされる ☐一人でいることが多い
- ☐班編成の時に孤立しがちである ☐教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐学習意欲が減退し、忘れ物が増える ☐教職員の近くにいたがる
- ☐教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

◎昼食時

- ☐好きな物を他の子どもにあげる ☐他の子どもの机から机を少し離されている
- ☐食事の量が減ったり、食べなかったりする ☐食べ物にいたずらされる

◎清掃時

- ☐いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている ☐一人で離れて掃除をしている

◎その他

- ☐トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれている
- ☐持ち物や机に落書きされている ☐持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ☐部活動休むことが多くなり、やめると言い出す ☐服に靴の後がついている
- ☐ボタンが取れたり、ポケットが破れたりしている ☐手や足にすり傷やあざがある
- ☐けがの状況と本人が言う理由が一致しない

【いじめ・悩み相談窓口】

R7. 1. 17 現在

相談窓口（機関名）	電 話 番 号	相談時間
長崎市教委 学校教育課	095-829-1195	平日 9:00～17:00
長崎市こども相談センター	095-829-1122	平日 9:00～17:30
長崎市教育研究所	0120-556-275	平日 9:00～17:00
子ども人権110番（長崎地方法務局）	0120-007-110	平日 8:30～17:15
長崎県警察本部少年課少年サポートセンター「ヤングテレホン」	0120-786-714	平日 9:00～17:45
長崎県警生活安全相談窓口	095-823-9110 #9110	平日 9:00～17:45
24時間子供SOSダイヤル 「親子ホットライン」（長崎県教育センター）	0120-078-310	24時間受付
心の健康相談統一ダイヤル （長崎子ども・女性・障害者支援センター）	0570-064-556	平日 18:00～翌朝 9:30 土日祝 24時間
チャイルドライン（認定NPO）	0120-997-777	毎日 16:00～21:00
長崎いのちの電話（社会福祉法人）	095-842-4343	年中無休 9:00～22:00
チャット相談窓口 「あなたのいばしょ」（NPO法人）	https://talkme.jp/	

その他の相談窓口

長崎子ども・女性・障害者支援センター	189	24時間受付
ゆめおす 長崎県子ども・若者総合相談センター	095-824-6325	月火水金土 10:00～18:00

